

○厚生労働省告示第二百八十五号

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第九十二号）第四条第六項第一号の規定に基づき、医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品（平成十六年厚生労働省告示第八十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年七月四日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

第百六十八号を第百六十九号とし、第百五十二号から第百六十七号までを一号ずつ繰り下げ、第百五十一号の次に次の一号を加える。

百五十二 N―（二S）―ニ―「（モルホリン―四―イルアセチル）アミノ」―四―フェニルブタ  
ノイル―L―ロイシル―L―フェニルアラニン―N―（二S）―四―メチル――「（二R）  
―ニ―メチルオキシラン―ニ―イル」――オキソペンタン―ニ―イル―アミド（別名カルファイル  
ゾミブ）及びその製剤